



栃木県公報

令和8(2026)年
3月3日(火)
第684号

目次

告 示

○災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関の指定	131
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第2項に規定する指定地方公共機関の指定	132

公 告

○環境影響評価方法書の提出	132
○令和8(2026)年度前期技能検定試験の実施	134
○令和8(2026)年度随時技能検定試験の実施	137

告 示

栃木県告示第125号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号に規定する指定地方公共機関を次のとおり指定したので公示する。

なお、指定地方公共機関の指定に関する告示（令和7(2025)年栃木県告示第46号）は、廃止する。

令和8(2026)年3月3日

栃木県知事 福田 富一

- 東武鉄道株式会社
- 真岡鐵道株式会社
- 野岩鐵道株式会社
- わたらせ溪谷鐵道株式会社
- 宇都宮ライトレール株式会社
- 関東自動車株式会社
- 栃木県土地改良事業団体連合会
- 足利ガス株式会社
- 栃木ガス株式会社
- 佐野瓦斯株式会社
- 株式会社エナジー宇宙
- 鬼怒川ガス株式会社
- 一般社団法人栃木県LPガス協会
- 株式会社栃木放送
- 株式会社エフエム栃木
- 株式会社とちぎテレビ
- 栃木県道路公社
- 一般社団法人栃木県トラック協会
- 一般社団法人栃木県バス協会
- 一般社団法人栃木県タクシー協会
- 一般社団法人栃木県医師会
- 一般社団法人栃木県歯科医師会
- 一般社団法人栃木県薬剤師会

公益社団法人栃木県看護協会
公益社団法人栃木県柔道整復師会
公益社団法人栃木県栄養士会
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会
栃木県石油商業組合
一般社団法人栃木県建設業協会

栃木県告示第126号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項に規定する指定地方公共機関を次のとおり指定したので公示する。

なお、指定地方公共機関の指定に関する告示（令和7（2025）年栃木県告示第120号）は、廃止する。

令和8（2026）年3月3日

栃木県知事 福田 富一

足利ガス株式会社
栃木ガス株式会社
佐野瓦斯株式会社
株式会社エナジー宇宙
鬼怒川ガス株式会社
一般社団法人栃木県LPガス協会
関東自動車株式会社
一般社団法人栃木県バス協会
一般社団法人栃木県タクシー協会
一般社団法人栃木県トラック協会
わたらせ渓谷鐵道株式会社
真岡鐵道株式会社
野岩鐵道株式会社
宇都宮ライトレール株式会社
一般社団法人栃木県医師会
公益社団法人栃木県看護協会
一般社団法人栃木県歯科医師会
一般社団法人栃木県薬剤師会
公益社団法人栃木県柔道整復師会
公益社団法人栃木県栄養士会
栃木県石油商業組合
株式会社とちぎテレビ
株式会社栃木放送
株式会社エフエム栃木
栃木県土地改良事業団体連合会
栃木県道路公社

(危機管理課)

公 告

○環境影響評価方法書の提出

栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）第5条第3項の規定により事業者から環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）及びこれを要約した書類（以下「方法書等」と総称する。）の提出があったので、同条例第6条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該方法書等を縦覧に供する。

なお、同条例第7条第1項の規定により、環境の保全の見地からの意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

令和8(2026)年3月3日

栃木県知事 福田 富一

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
宇都宮市
 - (2) 代表者の氏名
宇都宮市長 佐藤 栄一
 - (3) 主たる事務所の所在地
栃木県宇都宮市旭1丁目1-5
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 事業の名称
宇都宮市ごみ焼却施設(仮称)新クリーンパーク茂原整備事業
 - (2) 事業の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却により処理をする施設の設置の事業
 - (3) 事業の規模
処理能力:319t/日
- 3 対象事業実施区域
栃木県宇都宮市茂原町777-1
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
対象事業実施区域の外周から2kmの範囲
- 5 方法書の名称
宇都宮市ごみ焼却施設(仮称)新クリーンパーク茂原整備事業に係る環境影響評価方法書
- 6 方法書等の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
栃木県環境森林部環境森林政策課、宇都宮市環境部廃棄物施設課、上三川町地域生活課、下野市市民生活部環境課、クリーンパーク茂原管理棟
 - (2) 縦覧期間
令和8(2026)年3月3日から同年4月2日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - (3) 縦覧時間
午前9時00分から午後5時00分まで
 - (4) その他
上記のほか、県ホームページ(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d01/eco/kankyuu/hozen/ea.html>)上で公衆の閲覧に供する。
- 7 方法書についての意見書の記載事項、提出期限及び提出先
 - (1) 記載事項
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - イ 意見書の提出の対象となる方法書の名称
 - ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見(意見は、日本語により意見の理由を含めて記載すること。)
 - (2) 提出期限
令和8(2026)年4月16日まで
 - (3) 提出先
〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号 栃木県環境森林部環境森林政策課

ファクシミリ：028-623-3259

E-mail：kankyo-shinrin@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

問い合わせ先 栃木県環境森林部環境森林政策課 電話028-623-3294

(環境森林政策課)

○令和8(2026)年度前期技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項及び第46条第2項の規定により、令和8(2026)年度前期技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8(2026)年3月3日

栃木県知事 福田 富一

1 実施する検定職種及び等級

(1) 1級及び2級

造園(造園工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業)、非接触除去加工(数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、光学機器製造(光学ガラス研磨作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業及び真空成形作業)、石材施工(石張り作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

ただし、めっき(電気めっき作業)、畳製作(畳製作作業)及びサッシ施工(ビル用サッシ施工作業)にあつては、学科試験のみ実施する。

(2) 3級

造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、めっき(電気めっき作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

ただし、めっき(電気めっき作業)及び機械検査(機械検査作業)にあつては、学科試験のみ実施する。

(3) 単一等級

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール作業)

(4) 等級区分等

技能検定は、上記のように1の(1)については1級及び2級に区分し、1の(2)については3級とし、1の(3)については等級に区分しない単一等級で実施し、実技試験及び学科試験によって行う。

2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに18,200円

(ただし、別に知事が指定する者にあつては、3,100円以上13,700円以内(予定)とする。)

イ 実施期日

3級については令和8(2026)年6月10日(水)から同年8月9日(日)までの間において、1級、2級及び単一等級については令和8(2026)年6月10日(水)から同年9月9日(水)までの間において、1級及び2級のとび職種については令和8(2026)年9月10日(木)から同年10月16日(金)までの間において、それぞれ栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ令和8(2026)年6月3日(水)に栃木県職業能力開発協会にて公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種 (作 業)	実 施 期 日
3級 造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、めっき(電気めっき作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)	令和8(2026)年7月12日(日)
1、2級 造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、光学機器製造(光学ガラス研磨作業)、プラスチック成形(射出成形作業及び真空成形作業)、とび(とび作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)及び塗装(建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業)	令和8(2026)年8月23日(日)
1、2級 機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、めっき(電気めっき作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)及び内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業)	令和8(2026)年8月30日(日)
1、2級 鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業)、非接触除去加工(数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、電気機器組立て(変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業)、石材施工(石張り作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(壁装作業)及びフラワー装	令和8(2026)年9月6日(日)

飾（フラワー装飾作業）	
単一等級 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事作業）	

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 栃木県宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館

電話 028-643-7002

(3) 受付期間

令和8(2026)年4月6日(月)から同月17日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、栃木県職業能力開発協会に交付する。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 1に掲げる検定職種以外の検定職種であっても、その検定職種について実技試験及び学科試験の免除資格を有する者は、その職種について受検申請ができる。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（2の(1)アの額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

ア 合格発表日

3級 令和8(2026)年8月28日(金)

1、2級及び単一等級 令和8(2026)年10月2日(金)

1級及び2級のとび職種 令和8(2026)年10月30日(金)

イ 発表方法

技能検定合格者の受検番号を、3級は令和8(2026)年8月28日(金)付け、1、2級及び単一等級は同年10月2日(金)付けで、1級及び2級のとび職種は同月30日(金)付けで合格者に対し通知する。なお、栃木県のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

ホームページアドレス <https://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/ginoukentei.html>

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかのみ合格した者については、栃木県職業能力開発協会が、3級は令和8(2026)年8月28日(金)付け、1、2級及び単一等級は同年10月2日(金)付け、1級及び2級のとび職種は同月30日(金)付けで合格者に対し通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

(4) 試験結果の簡易開示

受検者本人は、合格発表の日から1か月間、試験の得点の開示を受けることができる。この場合、受検者本人であることを証明できる書類（運転免許証等の身分証明書及び受検票又は合格通知）を持参すること（代理人は不可）。電話による開示には応じられない。

○ 開示実施場所：栃木県産業労働観光部労働政策課

○ 開示期間：3級 令和8(2026)年8月28日(金)から同年9月28日(月)まで

1、2級及び単一等級 令和8(2026)年10月2日(金)から同年11月2日(月)まで

1級及び2級のとび職種 令和8(2026)年10月30日(金)から同年11月30日(月)まで

平日午前9時00分～午後5時00分受付

6 その他

技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課（電話 028-623-3238）又は栃木県職業能力開発協会（電話 028-643-7002）に問い合わせること。

○令和8(2026)年度随時技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、令和8(2026)年度随時技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8(2026)年3月3日

栃木県知事 福田 富一

1 実施する検定職種及び等級

(1) 随時2級

さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業）、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）及び塗装（建築塗装作業）

(2) 随時3級

さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工

(鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

(3) 基礎級

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業)、鍛造(プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

(4) 技能検定試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに18,200円とする。

イ 実施期日

令和8(2026)年4月1日(水)から令和9(2027)年3月31日(水)までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ、栃木県職業能力開発協会から受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

令和8(2026)年4月1日(水)から令和9(2027)年3月31日(水)までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 栃木県宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館

電話 028-643-7002

(3) 受付期間

随時受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙は、栃木県職業能力開発協会で作成する。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（18,200円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者には、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が合格者に対し書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

技能検定の合格者には、栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、随時2級及び随時3級の技能検定合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

6 その他

随時2級、随時3級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用するものである。なお、技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課（電話 028-623-3238）又は栃木県職業能力開発協会（電話 028-643-7002）に問い合わせること。

（労働政策課）